
*
* 柏原市議会定例会議案 *
* (追加) *
* 令和5年第3回 *
*

(令和5年9月29日)

目 次

令和5年9月29日 (追加)

議案等番号	議 案 等 名	ページ
議案第57号	財産の取得について	1
議案第58号	柏原市国民健康保険条例の一部改正について	2
議案第59号	令和5年度柏原市一般会計補正予算(第6号)	7
議案第60号	令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	14

議案第57号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年9月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

- 1 財産の内容 空調設備及び照明設備一式
- 2 取得の目的 柏原市立歴史資料館における設備更新に伴う空調設備及び照明設備の整備
- 3 取得の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 4 取得価格 金92,980,800円
- 5 契約の相手方 大阪市北区堂島浜2-2-28
リコーリース株式会社 関西支社
支社長 白石 浩司

議案第58号

柏原市国民健康保険条例の一部改正について

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柏原市国民健康保険条例（昭和42年柏原市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条第1項中「第35条の2の6第11項又は15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の6の2中「及び第20条の3」を「、第20条の3及び第20条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第14条の7中「第20条」の次に「及び第20条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第20条第1項第1号中「、山林所得金額並びに」を「、山林所得金額及び」に、「第35条の2の6第11項又は15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改め、同条第2項中「に規定する保険料率に係る端数計算及び告示については」を「の規定は」に改める。

第20条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、次の各号に定める額を減額して得た額（当該減額をして得た額が第14条の

6に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする(次項に掲げる場合を除く。)

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、それぞれ、次の各号に定める額を減額して得た額(当該減額をして得た額が第14条の6に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 3 第14条第2項の規定は、第1項各号及び前項各号に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第2項中「保険料率」とある

のは「額」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「第14条の6に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第14条の6の10に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、前項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」と、同項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第14条の12に規定する介護納付金賦課限度額」と、第3項中「第14条第2項」とあるのは「第14条の11第2項」と読み替えるものとする。

第25条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第25条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項に規定する届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行

うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の柏原市国民健康保険条例第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第59号

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度柏原市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,392,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月29日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		5,353,489	277	5,353,766
	1 国庫負担金	4,104,776	277	4,105,053
15 府支出金		2,054,978	138	2,055,116
	1 府負担金	1,534,008	138	1,534,146
17 寄附金		306,066	1,500	307,566
	1 寄附金	306,066	1,500	307,566
19 諸収入		1,827,976	140	1,828,116
	5 雑入	1,521,423	140	1,521,563
歳入合計		28,390,032	2,055	28,392,087

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,655,171	1,500	2,656,671
	1 総務管理費	1,990,411	1,500	1,991,911
3 民生費		13,111,900	555	13,112,455
	1 社会福祉費	6,730,600	555	6,731,155
歳出合計		28,390,032	2,055	28,392,087

令和5年度柏原市一般会計補正予算（第6号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
14		国庫支出金	5,353,489	277	5,353,766				
	1	国庫負担金	4,104,776	277	4,105,053				
		1	民生費国庫負担金	3,901,936	277	3,902,213			
							1 社会福祉費負担金	277	産前産後保険料負担金

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
15		府支出金	2,054,978	138	2,055,116				
	1	府負担金	1,534,008	138	1,534,146				
		1	民生費府負担金	1,498,328	138	1,498,466			
							1 社会福祉費負担金	138	産前産後保険料負担金

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
17		寄附金	306,066	1,500	307,566					
	1	寄附金	306,066	1,500	307,566					
		1	指定寄附金	306,066	1,500	307,566				
							1 指定寄附金	1,500	まちづくり応援寄附金（企業版ふるさと納税）	

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
						区	分			金
19		諸収入	1,827,976	140	1,828,116					
	5	雑入	1,521,423	140	1,521,563					
		2	雑入	1,520,293	140	1,520,433				
							1 雑入	140	その他雑入	

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2		総務費	2,655,171	1,500	2,656,671	1,500				
	1	総務管理費	1,990,411	1,500	1,991,911	1,500				
		7 自治振興費	87,057	1,500	88,557	その他				
						1,500		18 負担金、補助及び交付金	1,500	2 市民総合フェスティバル振興事業 市民総合フェスティバル振興事業補助金

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3		民生費	13,111,900	555	13,112,455	415	140			
	1	社会福祉費	6,730,600	555	6,731,155	415	140			
		1 社会福祉総務費	1,505,411	555	1,505,966	国庫支出金 277 府支出金 138	140	27 繰出金	555	9 国民健康保険事業会計繰出金 (事業勘定) 産前産後保険料繰出金

議案第60号

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和5年度柏原市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年9月29日提出

柏原市長 富宅正浩

第1表 歳入予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		1,499,242	△ 555	1,498,687
	1 国民健康保険料	1,499,242	△ 555	1,498,687
6 繰入金		884,731	555	885,286
	1 他会計繰入金	884,731	555	885,286
歳入合計		8,218,128	0	8,218,128

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
国 保 シ ス テ ム 改 修 業 務	令和5年度から 令和6年度まで	6,600千円

令和5年度柏原市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）説明書

歳入補正予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		国民健康保 険料	1,499,242	△ 555	1,498,687			
	1	国民健康保 険料	1,499,242	△ 555	1,498,687			
		1 一般被保険 者国民健康 保険料	1,499,236	△ 555	1,498,681	1 医療給付費分現年 度分	△ 388	医療給付費分現年度分
						2 後期高齢者支援金 分現年度分	△ 123	後期高齢者支援金分現年度分
						3 介護納付金分現年 度分	△ 44	介護納付金分現年度分

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
6		繰入金	884,731	555	885,286				
	1	他会計繰入金	884,731	555	885,286				
	1	一般会計繰入金	884,731	555	885,286				
						9	産前産後保険料繰入金	555	産前産後保険料繰入金